

この冊子をひらいてくれたあなたへ

この冊子をお手に取っていただき
ありがとうございます。

人にはそれぞれ、色々な事情があります。
ほんの少しだけでも構いません。
あなたのお話を聞かせて下さい。

ご心配はいりません。

まずは、必要な治療を進めましょう。

医療費については必ず何らかの方法が見つ
かります。

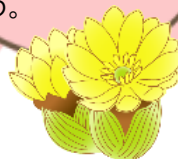
いつでも、ご相談下さい。



皆さんの周りにも医療費に困って受診を
控えていらっしゃる方はいませんか。

ご家族やご近所、地域のお知り合いに困っ
ていらっしゃる方がございましたら、まず
はご相談下さい。

治療を受けながら今後の生活のことにつ
いて一緒に考えていきましょう。



お問い合わせ・相談窓口



岡山ひだまりの里病院 相談室

〒702-8012

岡山県岡山市南区北浦822-2

☎ 086-267-2011 (代表)



医療費でお困りの方はぜひご相談下さい。

無料低額診療制度

のご案内



経済的に不安のある方も

適切な治療を受けていただくために

無料または低額な料金で診療を行う

制度があります。

公益財団法人 林精神医学研究所



岡山ひだまりの里病院



無料低額診療事業とは

経済的な理由によって生活が困難となった方が、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、法律にもとづき無料、または低額な料金で診療を行う事業のことです。

例えば

- 保険証をお持ちでない方
- 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
- リストラや失業のため一時的に収入がなくなって困っている方
- 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方

その他、経済的な事情で治療が受けられずお困りの方はまずご相談下さい。治療を受けながら、今後のことを一緒に考えていきましょう。



制度の利用にあたって



まずは、岡山ひだまりの里病院受付または、相談室の相談員にお申し出下さい(電話でのお問い合わせも可)。専門の医療ソーシャルワーカーが事情をお聞きします。

※減免や免除の対象となる医療費は、岡山ひだまりの里病院のみとなります。他の医療機関の医療費や、調剤薬局での薬代は対象となりません。

- 制度を利用できる方は、当院で定める減免基準を満たす方となります。
- 利用には所定の申請書による手続きが必要です。
- 申請の際は、所得の状況を証明できる書類(源泉徴収票など)が必要となる場合があります。
- この制度は生活状況が改善されるまでの一定期間について利用していただくものです。
- 生活が安定されるよう、この制度のみならず公的制度などの活用もご相談させていただきます。

だれもが医療を受ける権利があります



岡山ひだまりの里病院では、2012年より無料低額診療事業を始め、これまで多くの方が制度を利用されてきました。リストラ、非正規雇用…利用される方には、様々な背景がありますが、皆さん一様に認知症が進むご家族を抱え、困難に直面し、疲弊しておられました。医療を支払うお金が無ければ病院へ行けない、治療ができないということはありません。まずはご連絡ください。お話をお聞かせ下さい。

わたしたちは、憲法が保障する生存権の理念に則り、困難に直面する方々へ認知症の専門医療の観点から支援をさせて頂きたいと考えています。

